

令和4年第6回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年6月10日(金) 午後1時30分から午後2時50分
- 2 場 所 菊池市役所 「204会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子
9番/西口陽二郎 10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠
13番/徳永久美 14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美
17番/青木孝博 18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、近藤孝雄
(七城分室) 近藤健志
(旭志分室) 坂本健誠
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度最
適化活動の目標の設定等について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第5条許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
議案第5号 あっせん申出について
- 報 告 ①合意解約について
②農地移動適正化あっせん基準変更の認定について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

本日は、19名、全員の農業委員さんの出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第6回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) それでは、菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号14番／坂本忠弘委員と議席番号15番／松岡忠委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第1号を説明する前に、大変申し訳ありませんが、議案の修正がありますので、議案修正の方から申し上げます。議案書の15ページをお願いします。9番が別添取り下げ書により削除して頂いて、また、別添、農地法第3条による賃貸借権設定の議案追加でよろしく申し上げます。改めまして、議案第1号／令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等についてご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。

令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について、別紙のとおりご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。補足させていただきますと、農業委員会法／第37条で、農業委員会の運営の透明性を確保するため、農地等の利用最適化の推進状況やその他農業委員会における事務の実施状況をインターネット等により公表することが、義務付けられていることから、公表する様式の内容につきまして、ご審議いただくものでございます。

先ず「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、ご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

令和4年3月31日現在の「農業委員会の状況」となっておりまして、耕地面積や農家数の内訳等の「農業の概要」及び「農業委員会の現在の体制」について記載しております。3ページをお開きください。

「担い手への農地の利用集積・集約化」となっておりまして、「現状及び課題」、
「令和 3 年度の目標及び実績」、「目標の達成に向けた活動」、「目標及び活動に対する
評価」について記載しております。4 ページをご覧ください。

「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」となっておりまして、『現状及び課題』、
「令和 3 年度の目標及び実績」、「目標の達成に向けた活動」、「目標及び活動に対する
評価」について記載しております。5 ページをお開きください。

「遊休農地に関する措置に関する評価」となっておりまして、「現状及び課題」、
「令和 3 年度の目標及び実績」、「目標の達成に向けた活動」、「目標及び活動に対する
評価」について記載しております。6 ページをご覧ください。

「違反転用への適正な対応」となっておりまして、「現状及び課題」、「令和 3 年度実績」、
「活動計画・実績及び評価」について記載しております。

開けていただいて、7 ページ・8 ページをご覧ください。

「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」となっておりまして、「農地
法第 3 条に基づく許可事務」、「農地転用に関する事務」、「農地所有適格法人からの報
告への対応」、「情報の提供等」について記載しております。9 ページをお開きください。

「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」及び「事務の実施状況の公表等」
について記載しております。10 ページをご覧ください。

次に「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等」について、ご説明させていただきます。

まず、令和 4 年 4 月 1 日現在の「農業委員会の状況」となっておりまして、「農業委員
会の現在の体制」及び「農家・農地等の概要」について記載しております。

開けていただいて、11 ページ・12 ページをご覧ください。

令和 4 年度最適化活動の成果目標ということで、「担い手等への農地の集積」「遊休農
地の解消」「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、記載のとおり
です。次に活動目標として「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」「活動強化月間
の設定目標」「新規参入相談会への参加目標」を記載しております。

説明は以上となりますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) 令和 3 年度農業委員会活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標の設
定等について、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ね
やご意見等がございましたらお受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。3 ページの 5,850ha と 4,752ha の数値のちがいは、何です
か。

事務局長) 5,850ha は令和 3 年 3 月現在の菊池市の耕地面積で、4,752ha は令和 3 年度末
現在の集積目標面積になります。

高山悦子委員) 8 番の高山です。管内の農地面積 5,850ha から、これまでの集積面積
2,955ha を差し引いた面積が目標面積になるのではないかと思います。どうですか。

事務局長)集積目標面積については、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、以前ご審議頂きましたが、その中に集積目標面積の部分があり、令和3年度末までの集積目標面積は、4,752haとなっておりますので、その面積を記載しております。

会 長)他に何か質問等ありませんか。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。4ページの参入促進のところで、県主催の「新規セミナー」に合わせて、新規就農希望者向けの相談会を実施する。とありますが、具体的にどのようなことか。また、新規就農者の相談は増えてきているとあるが、どのような状況であるのか。

事務局長)県では、年1回「新規セミナー」ということで開催されております。また、月1回、ミニ相談会も開催されておりますので、それを記載しております。また、新規就農希望者の相談については、農業委員会事務局と農政課に相談がっておりますので、それを記載しております。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。新規就農希望者の相談があった場合は、該当区域の農業委員の方に情報を提供頂ければありがたいです。お願いですので、回答はいいません。

会 長)他に質問等ありませんか。

(質問・意見なし)

会 長)意見も無いようですので承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長)ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長)議案第2号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。13ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転9件、賃貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長)それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。14ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましても、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡 忠委員) 15番の松岡です。この案件は、譲受人の要望による所有権移転です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の2番と3番は、関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 所有権移転の2番と3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましても、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番と3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。6月6日に推進委員と現地を確認しました。2番は、譲渡人は、転居されていて、管理が出来ないための相互合意によるものです。これまでも譲受人の方が管理をされておりました。3番も相互合意による売買です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましても、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12番の吉良です。6月5日に推進委員と現地調査を行いました。譲受人は、就業農家で農業の他につりぼりセンターもされております。この土地は、湿田であり、クレソンを栽培されます。相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましても、議案書記載のとおりです。

会 長) 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

東博己委員) 11 番の東です。6 月 7 日に推進委員と現地を確認しました。譲受人は、この農地に野菜を作付けすることです。相互合意による売買ということで、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の 6 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3 番の井藤です。譲受人さんは、これまでも野菜等を耕作されており、相互合意による売買ということで何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、所有権移転の 7 番と 8 番は関連しておりますので一括して、説明をお願いいたします。

事務局) 7 番と 8 番です。15 ページをお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 7 番と 8 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3 番の井藤です。7 番、8 番の譲受人、双方とも地元で酪農をされており、交換ということで何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、所有権移転の 10 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 10 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。こちらは、5 月総会時の保留案件です。

会 長) 10 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂本忠弘委員) 14 番の坂本です。再度確認しました。譲受人が整地をして、牧草を植

えるということで相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に賃貸借権設定の、1 番について説明をお願いいたします。

事務局) 差し替え分の用紙になります。賃貸借権設定の 1 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。借受人は、認定農業者で酪農をされております。この農地には、水稻を作付けされるとのことです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 3 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第 3 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 3 号／農地法第 5 条許可申請について、ご説明させていただきます。16 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転 6 件及び賃借権設定が 1 件、使用貸借権設定 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の 1 番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) まず、議案の修正をお願いします。17 ページの所有権移転の 3 番、4 番、5 番、6 番の備考欄にそれぞれ「集落接続」と追記をお願いします。それでは、所有権移転の 1 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西に約 **2.2km** の位置にある農地です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあることから、第3種農地になり転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。6月7日に丸山会長、事務局、推進委員さんと現地調査を行いました。土地の選定理由として、現在、市内の借家に住まわっていて、手狭になったためこの土地に家を建てたいとのことです。木造の平屋建てを計画されております。給排水は、市の上水道と下水道を利用するとのことです。工事中に何かあった場合は、責任を持って対処するとのことです。排水同意も地元の区長からもらわれております。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に2番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 土地の所有権移転の2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。個人住宅兼事業店舗で、犬や猫の美容室であるトリミング事業を行い、一日4～5件の来客を見込んでいます。犬の遊び場については、来客の待ち時間に利用する計画です。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から北に約 **1.4km** の位置にある農地です。

農地区分は、概ね **10ha** 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地になりますので転用は可能です。

なお、転用面積が、許可の一般住宅基準面積であります概ね **500 m²** を超えていますが、概要欄に記載のとおり、個人住宅兼事業店舗ですので、転用面積は適正と認められます。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

古庄正治委員) 19番の古庄です。6月7日に、丸山会長、推進委員、事務局と地元の区長さんとで現地調査を行いました。申請人は、泗水町永に住んでおられますが、子どもが生まれ現在の住まいが手狭になったことと、奥さんが犬、猫のトリマーを検討さ

れていることから住宅兼店舗を計画されているとのこと。また、区長と近隣住民との話し合いの場を設けるとのことでした。また、給水は、ボーリングで、排水は市の下水道を利用するとのこと。敷地内の雨水は、浸透枳を設置するとのこと。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長)次に3番につきまして、説明をお願いします。

事務局)土地の所有権移転の3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から南西に約**900m**の位置にある農地です。

農地区分は、概ね**10ha**以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長)3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員)9番の西口です。6月7日に、丸山会長、推進委員、事務局と地元の区長さんとで現地調査を行いました。場所は、七城サッカー場の南西に約**100m**のところ。譲渡人は、現在、菊池市内のアパートに住んでいますが手狭になったため、個人住宅を建てたいとのこと。給水は、ボーリングで排水は、市の施設の下水道を利用されるとのこと。敷地内の雨水は、浸透枳を設置されるとのこと。地元にも説明され、排水同意もとっておられます。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長)次に4番につきまして、説明をお願いします。

事務局)土地の所有権移転の4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から南に約**1.3 km**の位置にある農地です。

農地区分は、概ね**10ha**以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長)4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

加藤浩行委員) 4番の加藤です。6月7日に、丸山会長、推進委員、事務局とで現地調査を行いました。場所は前川水源から北東に約50mのところですが、申請人は、実家に住んでいますが、子どもも2人生まれて手狭になったことと、農業用機械の整備場所を確保したいとのことで、今回の申請になったとのこと。また、申請人は、家族4人で、米12ha、麦13ha、大豆2haと20種類の加工品の6次産業化に取り組まれております。また、地元の同意も得られており何ら問題ないと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長)次に5番につきまして、説明をお願いします。

事務局)土地の所有権移転の5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した泗水東小学校から西南西に約400mの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長)5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員)3番の井藤です。譲受人は、地元で酪農をされていて、約70頭を飼育されております。今まで庭先で酪農をされていましたが、敷地もいっぱいいっぱい、今回、住宅と農業用倉庫も必要になり、この土地を選定されたとのこと。排水は、市の下水道施設を利用され、雨水は、浸透枡を設置されます。オーバーフロー分は、自然浸透です。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長)次に6番につきまして、説明をお願いします。

事務局)土地の所有権移転の6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北に約800mの位置にある農地です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。場所は、国道 387 号線沿いの泗水ラドン温泉から東に約 300m のところ。閑静な住宅地で、農地に悪影響を与えるようなところでないところを選定したとのこと。個人住宅で、給水は、ボーリング、排水は、市の下水道を利用するとのこと。また、雨水は、浸透枴による地下浸透です。何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に賃借権設定の 1 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 賃借権設定の 1 番です。議案書は 18 ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した道の駅旭志から北に約 400m の位置にある農地です。

農地区分は、東側の 1 筆は農業振興地域整備計画の農用地区域 (にある農地であることから、農振農用地区域)、西側の 1 筆は土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第 1 種農地になりますが、3 年以内の一時転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

中山真由美委員) 16 番の中山です。貸付人は、この農地を貸しておられ、まじめにこつこつとやられる方です。(2 人でされていますが、収入も少ないような状況です。) 今回の案件は、3 年後には、農地に復元される案件ですので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の 1 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 使用貸借権設定の 1 番です。議案書は 19 ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から東北東に約 220m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 300m 以内に菊池市役所七城支所がある農地であることから第 3 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員) 9番の西口です。6月7日に丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。申請人は、七城町の実家に住んでいますが、子どもが出来、手狭になったため、個人住宅を計画されたものです。給水は、ボーリングで、排水は、市の下水道を利用されます。雨水は、浸透柵設置により処理されます。何ら問題もないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) 18ページの貸貸借権設定の1番について、雑排水処理などもう少しくわしく説明をお願いします。

事務局) 貸貸借権設定の1番について、補足説明します。給水は、国道側から市の下水道を利用されます。雑排水については、合併浄化槽を設置され、放流水は、市道側の側溝に放流となります。また、一時転用のため合併浄化槽は、埋設でなく、地上に置いている状態です。雨水は、砂利を敷き、地下浸透です。トレーラーハウスということで、トレーラーを77台設置と他に受付や洗濯などとして10台で、計の87台の設置になります。他に、駐車場スペースがあります。

会 長) 農地法第5条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8番の高山です。18ページの1番の案件ですが、一時転用ということですが、3年後には必ず農地に復元する必要がありますか。更新は出来ないのですか。

事務局) 更新は、出来ません。3年以内で必ず、農地に復元する必要があります。

笹本一人委員) 1番の笹本です。17ページ3番ですが、スクリーンを見たところでは、床掘りがされているような状況ですが、まだ、早いのではないか。

事務局) スクリーンの床掘りがされているところは、別の土地になります。申請地は、何もされていません。

会 長) 他に質問等ありませんか。
(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。
(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第4号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。20ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 21ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定19件、使用貸借権設定1件、中間事業による賃借権設定が4件、所有権移転が8件となっています。所有権移転の説明を行います。23ページをお願いします。所有権移転1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。6月7日に、推進委員と現地を確認しました。以前から所有権移転を受ける者がこの農地を管理されておりました。また、所有権移転を受ける者は、畜産をされており、この農地には、飼料用作物も作付けされるということです。また、もう一筆は、栗が植えられており、今後、そのままか飼料用作物を作付けされるかは、今後、検討されるということです。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

会 長) 次に所有権移転2番の説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

古庄正治委員) 19番の古庄です。6月6日に推進委員と現地を確認しました。お互いの要望による所有権移転です。場所は、荒巻公民館から南西側に約500mのところ

す。この農地には、水稻や野菜を作付けされるとのことです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員) 13番の徳永です。お互いの要望による所有権移転です。売買金額が高めになっているのは、そこにはハウス施設があるので、その施設も含めた金額になっているので、高めになっています。この農地にはトルコキキョウを植えられるそうです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12番の吉良です。これまでも所有権の移転を受ける者がこの農地を管理されており、今回、相互合意による所有権移転です。所有権の移転を受ける者は、酪農家で、この農地には、飼料用作物を作付けされるとのことです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12番の吉良です。この農地も相互合意により売買が成立しております。また、この農地には、水稻を作付けされるそうです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の6番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12 番の吉良です。6 月 5 日に推進委員さんと現地を確認しました。今回、相互合意により売買が成立しております。また、この農地には、水稻を作付けされるそうです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の 7 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 7 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 7 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12 番の吉良です。6 月 5 日に、推進委員さんと現地確認をしました。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者は、親戚関係にあり、今まで耕作されており、今回、相互合意により売買が成立しております。また、この農地には、水稻を作付けされるそうです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の 8 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 8 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 8 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18 番の森です。所有権を移転する者は、県外の方で、この農地は、所有権の移転を受ける者が耕作されており、所有権の移転を受ける者は、酪農をされております。この農地には、飼料用作物を作付けされます。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転 8 件のほか賃借権設定 23 件、使用賃借権設定 1 件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。26 ページの 8 番ですが、所有権移転の設定を受ける者は、地域で評判がよくない、あぜの草など年に 2 回ぐらいしか刈らない、農業委員会事務局では、そのことを把握されておりますか。

事務局) 利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者が一緒に来られて申請されており、利用権の設定を受ける者は、農業の担い手であり条件は満たされております。よければ、委員から話があれば地主の方から言って頂きたいと思います。

会 長) 作付け状況あたりを今後見て、問題がありそうならば、事務局の方に言って頂き、指導あたりが出来るのではないかと思います。

事務局) 今後、状況を見て問題がありそうならば、事務局、農業委員さんと推進委員の方で指導が出来るのではないかと思います。

会 長) 他に質問等ありませんか。
(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 5 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第 5 号／あっせん申出について、ご説明させていただきます。32 ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんの申し出が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定していただき、併せまして、あっせん委員を指名していただくものでございます。今回の案件は、売渡し 1 件となっております。33 ページをお開きください。売渡し希望の「あっせん申出書」でございます。申請者の氏名・住所・売渡し希望農地の所在地等につきまして

は、表に記載のとおりでございます。位置図につきましては、34 ページをご覧ください。あっせん委員につきましては、売渡し希望農地の所在地から鑑み、丸山会長と宮本廣親推進委員にお願いしたいと考えております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) あっせん申出につきまして事務局から説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) ご質問やご意見もないようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) 全員挙手ですので、承認することに決定し、あっせん委員につきましては、事務局から提案がありましたとおり決定いたします。

会 長) 次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 35 ページをお開きください。報告案件は、「合意解約について」と「農地移動適正化あっせん基準変更の認定について」の 2 件となっております。先ず、「合意解約」でございます。36 ページから 39 ページです。今回、農地法第 18 条の規程による合意解約通知が 14 件あっており、詳細につきましては、36 ページから 39 ページに記載のとおりでございます。

次に、40 ページをご覧ください。『農地移動適正化あっせん基準変更の認定について』です。あっせん基準の変更につきましては、本年 3 月の農業委員会総会でご審議頂きましたが、今回、県の方から別添のとおり認定の通知がありましたので、報告するものです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

高山悦子委員)8番の高山です。農地の売買金額や賃借料などの単価的な相場があると思いますが、それが分かるものが農業委員会事務局にはありますか。

事務局)お尋ねがあった時、売買事例等の金額をお伝えしている。事例がない地域では、厳しい旨を伝えている。また、地形とか条件があるので、その辺も加味してお互いの話し合いによって決められていると思われます。

高山悦子委員)8番の高山です。ということは、過去の事例がベースになっているということですね。

事務局)はい、そうです。

笹本一人委員)1番の笹本です。先般、農地パトロールをしていたところ、共有者の遊休農地があって、周辺からもどうにか出来ないかといったところがあって、そのところを法的にも少し厳しく出来ないか。

事務局)農地法で、自分の農地や借主さんの農地は、権利のある方に耕作する責任があります。突き詰めて言うと、法律的な部分でお話するしかないと思われます。

会 長)他に何かありませんか。

(質問・意見なし)

会 長)意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和4年第6回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

印

菊池市農業委員会 委員

印

菊池市農業委員会 委員

印